

**東京2020オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去  
業務委託に係る一般競争入札に関する公告**

一般競争入札について次のとおり公告する。

令和2年3月13日

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会  
茨城県推進会議会長 大井川 和彦

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

東京2020オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去業務委託

(2) 調達する役務の内容等

別添「東京2020オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去業務委託仕様書」による。

(3) 委託期間

令和2年4月1日（水）から10月30日（金）まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は、解除できる。

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会茨城県推進会議事務局

(茨城県県民生活環境部オリンピック・パラリンピック課内)

電話 029-301-2020

FAX 029-301-2791

E-mail 2020olypara@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

本業務の入札に参加できる者は、次の全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号に規定する者又は次に掲げる者

でないこと。

- ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
- イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
- ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
- オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 4 入札説明書等の閲覧期間及び場所

##### (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会茨城県推進会議のホームページ

###### ア 交付期間

入札公告の日から令和2年3月19日（木）まで

###### イ URL

<https://www.suishin.ibaraki2020.jp/>

##### (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会茨城県推進会議事務局

###### ア 交付期間

入札公告の日から令和2年3月19日（木）まで

※ ただし、茨城県の休日を守る条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く、午前9時から17時まで（正午から午後1時までを除く）。

###### イ 交付場所

2の担当部局

###### ウ 交付方法

直接交付する。なお、直接交付を希望する場合は、2の担当部局宛て事前に連絡を行うこと。

#### 5 入札説明書等に関する質問受付・回答

##### (1) 質問の提出方法

質問・回答書（別紙）により、FAX又は電子メールで提出するものとする。なお、質問を提出するときは、電話で送付確認を行うこと。

##### (2) 質問受付期間

公告の日から令和2年3月18日（水）午後5時までとする。

##### (3) 質問受付先

2の担当部局に同じ

##### (4) 回答方法

質問は、令和2年3月19日（木）午後5時までにFAX又は電子メールにより回答する。

なお、入札金額の積算に影響を及ぼす可能性のある質問・回答は、上記日時までに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会茨城県推進会議のホームページに掲載する。

## 6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1号）、誓約書（様式2号）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出期限

令和2年3月19日（木）午後5時まで

### (2) 提出方法

郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

### (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

### (4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和2年3月23日（月）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 7 入札書の提出方法及び開札場所等

### (1) 入札書の提出方法

入札書（様式3号）に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きするものとする。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

### (2) 入札書の提出期限

令和2年3月24日（火）午後5時までに2の担当部局に必着のこと。

### (3) 開札日時及び場所

#### ① 日時

令和2年3月25日（水）午前11時

#### ② 場所

2の担当部局の打合せ室

入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができるため、2の担当部局宛て事前に連絡すること。

## 8 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (4) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 記名押印を欠くとき
- (7) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (8) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (9) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (10) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (11) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札

## 10 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 11 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵送又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

## 12 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

### 13 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

### 14 詳細は入札説明書による。

### 15 その他

- (1) 入札・開札の延期する場合は、電話、ファクシミリ、ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 今回の案件は、令和2年度当初予算の成立後に効力を生じる事業であり、その準備手続きであるため、当該入札公告に基づき生じた権利義務は、本業務に係る令和2年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。